

鳥取市補助金カルテ

NO.	166	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市企業立地促進補助金				
概要	市内に工場や事業所を新設・増設する経費等に対する補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3102）工業の振興				
創設年度	H14	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	指定企業の投下固定資産額50億円				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	企業立地促進補助金						
R8予算	124,700千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
R8予算 積算根拠	補助金補助対象企業指定済み案件のうちR8年度第1四半期交付予定 ・通常メニュー1件 124,700千円			R7 (見込)	3	160,054	
				R6	8	522,743	
				R5	17	527,803	
				R4	12	164,209	
補助率・補助額	投下固定資産額10%、初年度賃借料50%			上限額	200,000千円		
特定財源	なし（一般財源のみ）						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	企業等
交付要件	・業種ごとに定められた雇用増及び投資額要件を満たすこと ・市税等の滞納がないこと ・定められた指定回数を超えていないこと など
対象経費	投下固定資産、賃借料 等
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	申請書類や添付の支払証憑等による書類審査、導入した設備や添付書類の原本等の現地検査により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	167	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金				
概要	一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業に要する経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101）経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	中小企業における勤労者の福祉の増進。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	中小企業勤労者福祉サービスセンター運営補助金						
R8予算	9,095千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
R8予算 積算根拠	補助金交付要綱第2条及び第3条に基づき、当該団体の管理運営に要する経費（会費収入、事業収入等の特定財源を除く）の10/10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付。 補助対象経費 84,671千円（目的性積立金繰入を除く）－特定財源収入75,576千円（市補助金以外の収入）＝9,095千円			R7 (見込)	1	9,095	
				R6	1	9,095	
				R5	1	9,095	
				R4	1	6,827	
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし		
特定財源	なし（一般財源のみ）						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター
交付要件	一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター
対象経費	中小企業勤労者福祉サービスセンター事業に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	10.4%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	【経済性】 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	×
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	【効率性】 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	【有効性】 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	【公平性】 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	【透明性】 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	5
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-1 自家給付へ移行予定の給付事業のリスクに対応するための準備金やDX化によるサービス充実のための設備投資（システム改修等）のため積立を行っていることを確認している。2-4 公益事業を主とした団体のため収益性が低く人件費を補助対象としないと安定的な運営が損なわれるため。2-5, 2-7 中小企業労働者の福利厚生を担う重要な団体であるが、現状補助金なしでの自立運営が困難なため。
公益性	-
公平性	4-1 補助金算定の基礎となる事業費（補助対象経費）は同水準で推移しているが、厳しい経済状況の中、特定財源の大半を占める会費収入は減少している。補助金算定額が増加傾向にある現状を踏まえ、無制限の増加を抑制するため一定の上限額を設定している。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	本来であれば市が主体的（直営・委託）に取り組むべきところを、本団体が補助事業として担ってきたという経緯や中小企業を取り巻く社会的情勢、補助金適正化の流れなどの要素を踏まえつつ見直しを行います。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	168	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市信用保証料負担軽減補助金				
概要	中小企業者が市の制度融資に係る借入債務保証を受ける際に、基本保証料率を引き下げた保証協会に対して減収額を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101）経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	H16	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	中小企業者等が鳥取県信用保証協会の債務保証を受ける際の負担軽減。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	信用保証料負担軽減対策補助金					
R8予算	12千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・鳥取市経営安定化保証分 減収見込額8千円（承諾見込額10,000千円：基本保証料額34千円、企業負担額26千円） ・鳥取市「地産地消の店」分 減収見込額4千円（承諾見込額5,000千円：基本保証料額16千円、企業負担額12千円）			R7 (見込)	0	0
				R6	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	対象融資を利用する中小企業者等の対象債務に係る基本保証料率の引き下げを行う鳥取県信用保証協会
対象経費	対象融資を利用する中小企業者等の対象債務に係る基本保証料
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	申請書類等に添付の保証料計算書等により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5, 2-6, 2-7 基本保証料率から対象融資に係る保証料率を差し引いた率により算出した補助対象事業による協会の減収額。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	169	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市小規模事業者経営改善資金利子補助金				
概要	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資を受けた事業者の利子負担分を補助。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101）経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	H25	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	補助対象者に対する補助金交付率70%を維持				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	小規模事業者経営改善資金利子補助金						
R8予算	3,713千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
R8予算 積算根拠	想定融資件数から算出 4,640,017円×申請率80%÷3,713千円			R7 (見込)	50	1,227	
				R6	18	428	
				R5	10	210	
				R4	26	323	
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし		
特定財源	なし（一般財源のみ）						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	日本政策金融公庫が中小企業者を対象に行う経営改善資金融資又は生活衛生改善資金融資を、平成25年4月1日から令和8年3月31日まで（生活衛生改善資金融資は平成27年4月1日から）の間に受けた者。 ・市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる者（個人は1年以上継続して市内に在住している者）。 ・市税等を滞納していない。
対象経費	補助対象者が支払った対象融資に係る利子
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	申請書類に添付の日本政策金融公庫が発行する利息支払い証明書により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続。補助金交付目的に沿った取組を進める。
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	170	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市第三者承継支援補助金				
概要	自社事業の第三者承継先を探すために専門機関等から支援を受ける事業に係る成功報酬の一部を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101）経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	R5	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	毎年度2件の第三者承継を支援する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	事業承継推進事業費					
R8予算	2,000千円					
R8予算 積算根拠	第三者承継支援補助金「成功報酬支援型」 2件×1,000千円(上限額)					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	0	0
				R6	2	2,000
				R5	0	0
				R4	1	250
補助率・補助額	5分の1				上限額	1,000千円
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	・鳥取市内に事業所を置く中小企業等であること。・株式譲渡、事業譲渡等により、有機的一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）が第三者により事業継続されることが見込まれる中小企業等であること（店舗や設備のみを引き継ぐ等、個別の経営資源のみを引き継ぐ場合は対象外）。・市税等の滞納がないこと。
対象経費	成功報酬（専門機関への委託費用、仲介手数料、アドバイザー費用）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の最終契約書の写し、領収書等により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、適宜制度の見直しは必要。
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	171	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市まちづくり融資～リノベーション創業型～利子補助金				
概要	空き家・空き店舗などの遊休不動産を活用する民間まちづくり事業に融資を行う金融機関に対し利子相当額を補助。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101）経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	H30	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	創業間もない事業者の負担を軽減し、経営の安定を図る。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	起業のまち「鳥取」創造プロジェクト事業費						
R8予算	661千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
R8予算 積算根拠	・既融資分 642千円 ・新規見込分 19千円			R7 (見込)	4	779	
				R6	4	972	
				R5	4	1,194	
				R4	4	1,418	
補助率・補助額	金利1.7%相当			上限額	設定なし		
特定財源	なし（一般財源のみ）						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	鳥取市まちづくり融資～リノベーション創業型～を実行した取扱金融機関
対象経費	対象融資に係る利子
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定。事業完了後に申請するため、精算しない。
実績確認	申請書類等に添付の利子補助金調書等で確認している。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 起業・創業に特化した低利な融資を実現することで、起業・創業者の負担を軽減するため。2-7 金利1.7%相当分
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、適宜制度の見直しは必要。
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	172	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市災害等緊急対策資金令和5年台風第7号等対策枠利子補助金				
概要	鳥取市災害等緊急対策資金制度の指定災害等を対象とした融資を受けた事業者の利子負担分を補助。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3101）経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	R5	終期	R9年度末で廃止		
効果目標	災害により影響を受けた者の経営の維持、安定を図る。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名	災害等金融対策利子補助金				
R8予算	68千円				
R8予算 積算根拠	融資3件分 67,718円(県1/2)				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	3	69		
	R6	4	55		
	R5	2	13		
	R4	1	51		
補助率・補助額	10分の10				
上限額	設定なし				
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	・対象融資を令和5年8月18日から令和5年12月31日までの間に申し込んだ者であって、鳥取市内に事業所を有し、事業を営んでいること。 ・市税等を滞納していない者であること。
対象経費	補助対象者が支払った対象融資の新規借入金に対する利子に相当する額
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	申請書類に添付の金融機関が発行する利子払込証明書により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	【経済性】 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	【効率性】 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	【有効性】 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	【公平性】 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	【透明性】 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県補助要綱により補助率が定められているため。2-7 県補助要綱に準じているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	県間接補助。緊急的支援であるため、必要に応じた対応を図る。
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	173	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市事業承継推進補助金				
概要	市内の事業所を事業承継するため、対象融資(事業承継支援資金融資、事業承継・集約・活性化支援資金融資)を受けた者の利子負担分を補助。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画(施策3101) 経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保				
創設年度	R5	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	毎年度12件の事業承継に係る利子負担の軽減を支援する。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名		事業承継推進事業費			
R 8 予算		1,702千円			
R 8 予算 積算根拠		19件 1,702千円（利子の2/3、補助上限額 10万円／年度）			
補助率・補助額		融資に係る利子の3分の2			
特定財源		なし（一般財源のみ）			

過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 (見込)	9	610
R 6	10	444
R 5	6	473
R 4	6	381
上限額	100千円	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	市が県と協調して中小企業者を対象に行う事業承継支援資金融資又は日本政策金融公庫が行う事業承継・集約・活性化支援資金融資(国民生活事業に限る。)を、平成31年4月1日から 令和9年3月31日 までの間に受けた者であること。ただし、鳥取市内の事業所を事業承継するために対象融資を受けた者に限る。
対象経費	11月1日から その翌年の10月31日 までの期間に補助対象者が支払った対象融資に係る利子
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない(申請時に実績等を確認)。
実績確認	交付申請書兼請求書に添付の融資実行金融機関が発行する利息支払証明書により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 鳥取市は後継者不在率が全国2位と喫緊の課題であり、事業承継に係る経費を支援することで事業承継の促進を図っている。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、適宜制度の見直しは必要。
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-